公開.....

公

告

青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の

保安林の指定.....

告

示

目

次

海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分

事

務

局 ::

껃띡

選挙管理委員会

右

同

土地改良区の役員の就任及び退任......

出

先機 関 土地区画整理組合の定款変更の認可......

の一の数......

示

青森県告示第九号

平成十五年一月八日 (水曜日)

され
木紋
力

されて
林林
15
刺

る同条第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用す 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、 第二千百二十号

平成十五年一月八日

**林** 

同 政

青森県知事

木

村

守

男

保安林の所在場所

(水産振興課) ...

上北郡横浜町字向平六の一 (次の図に示す部分に限る。)

保安林指定の目的

飛砂の防備

(都市計画課) ...

=

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

林戸 務水地

所産方

:

三.

所産方

:

三.

主伐は、択伐による。

2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林 次のとおりとする。

水産部林政課及び横浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第十号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第二項の規定により、

る同条第一項の規定により告示する 次のとおり森林を保安林として指定するので、 同法第三十三条第六項において準用す

平成十五年一月八日

青森県知事 木 村 守

男

保安林の所在場所

図に示す部分に限る。 上北郡横浜町字雲雀平一の四・二八九・二九一・二九三 (以上四筆について次の

保安林指定の目的

飛砂の防備

Ξ 指定施業要件

(-)立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
- 2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、 次のとおりとする。

県

森

報

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

水産部林政課及び横浜町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

青

青森県告示第十一号

関する規則 (平成六年九月青森県規則第五十一号) 第八条第一項の規定により次のと 項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を おり公示する。 公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に 青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三

平成十五年一月八日

当事者並びに聴聞の期日及び場所

青森県知事 木 村 守 男

> は、その代表者の氏名氏名又は名称及び法人にあっ 小 泉 由 当 事 て 場一一四番地三 大字倉内字切揚 切子所村 住 者 所 日一平 午月成 七十五 日十五 日十五年 期 聴聞の期日及び場所 日 部六青丁青 会階票目市 議構原一番長 水西一長 産棟号 場 所

予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するて

い泊命令

Ξ

1 名称 青森県農林水産部水産振興課

聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

免許調整班 電話〇一 七 七三四 九五八六)

2 所在地 青森市長島一丁目一番一号

公

告

土地区画整理組合の定款変更の認可

弘前市城東第五土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、 より次のとおり公告する。 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第三十九条第一項の規定により、 同条第四項の規定に

平成十五年一月八日

青森県知事

木 村 守

男

事業施行期間

組合の名称

弘前市城東第五土地区画整理組合

平成九年十一月十四日から平成十六年三月三十一日まで

Ξ

施行地区

事務所の所在地字字早稲田、大字高田四丁目、大字田園三丁目及び大字田園四丁目の各一部字字早稲田、大字高田四丁目、大字福村字新舘添、同大字字林元、同大字字福富、同大田字巻屋、同大字字村元、大字福村字新舘添、同大字字林元、同大字字福二、大字福弘前市大字福田字種元の全部並びに大字新里字中平岡、同大字字西平岡、大字福

五 設立認可の年月日 弘前市大字高田一丁目七四 事務所の所在地

変更認可の年月日平成九年十一月四日

六

平成十四年十二月二十四日

## 出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

項の規定により公告する。川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七川土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、市

平成十五年一月八日

三戸地方農林水産事務所長 平 野 隆 夫

"	"	"	"	"	"	理	区役員
						事	別の
吉田	鈴 木	宮古忠市郎	鈴 木	木 村	高橋石次郎	鈴 木	氏
實	良信	市郎	光 明	徳尊	次郎	弘之	名
八 //	"	八戸	の三	"	— "	八戸	
"	"	市大字市川	郡五戸町大	大字市川	大字河原	市大字市川	住
字長者久保一四の	字和野五の四	.市大字市川町字古館四〇の三	の一	川町字下中平沖五	河原木字八太郎一四七の	八戸市大字市川町字赤坂下二五の二	所
"	"	"	"	"	"	平成  〒  0就任	の 年 月 日

"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	//	"	理	"	"	監	"	"	"	"
		事											事			事				
上村	若 林	和 泉	木村昌太郎	吉田	鈴木	石田	宮古忠市郎	向谷地栄蔵	鈴木	鈴 木	木村	高橋石次郎	鈴 木	上 村	鈴木	和 泉	谷地	石田	濱	木村昌太郎
清孝	茂 明	<b>俊</b> 雄	太郎	宣	良信	竹治	市郎	栄蔵	嘉一	光 明	徳尊	次郎	弘之	清孝	鉄 安	<b>俊</b> 雄	秀典	義雄	富治	太郎
 	の三	— "	"	八 "	"	_ "	"	"		の三	"	— "	"	"	"	— "	"	"	"	"
,市長苗代	,郡五戸町	"	"	"	"	"	"	"	,市大字市:	,郡五戸町	大字市:	大字河	大字市	長苗代	"	"	"	"	"	"
八戸市長苗代一丁目一一の二	の一	字上大谷地五二の	字橋向七六の一	字長者久保一四の	字和野五の四	字市川後一〇九の	字古館四〇の三	字赤川下二の三	八戸市大字市川町字轟木二二の一	の一	大字市川町字下中平沖五	大字河原木字八太郎一四七の	大字市川町字赤坂下二五の二	長苗代一丁目一一の二	字下川原二	字上大谷地五二の	字尻引七二	字市川後二五	字大沢下一	字橋向七六の一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一四十二十 九退任	"	"	"	"	"	"	"

土地改良区の役員の就任及び退任

沢溜池土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、砂

十七項の規定により公告する。

平成十五年一月八日

"	"	"	"	"	"	理	"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	理	区役員 別の
						事			事									事	別の
神	寺山	長尾	成 田	寺 山	増 田	斎藤	斎藤	長内	秋 庭	成 田	大井	神	田沢	永 野	長尾	寺山	加林	増田	氏
_	憲一	英 孝	久 衛	政則	栄	秀治	昭一	豊昭	剛	良幸	光伸	昭弘	定美	久夫	英 孝	政則	哲雄	栄	名
一の二一 西津軽郡柏村大字桑野木田字米本三	〇六の一 * 大字野木字西松虫一	七 "大字木筒字中柳川四	の三 "字下糺七八	の二れ津軽郡鶴田町大字野木字西松虫六	" 大字笹舘字市原一四	"字上池神一九	弘前市大字三和字川合二四	の一 "大字野木字西松虫五	○の一	〇の四 北津軽郡鶴田町大字野木字上藤森一	弘前市大字三和字上池神六一の一	八の二 西津軽郡柏村大字桑野木田字米本七	二の一 北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫四	弘前市大字三和字川合六の一	七 "大字木筒字中柳川四	四 "大字野木字西松虫六	七北津軽郡鶴田町大字木筒字下藤代四	弘前市大字笹舘字市原一四	住
"	"	"	"	"	"	□□・□○ ☆退任	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成  亞・  ①・ 単就任	の 年 月 日

弘前市大字三和字川合六の一	久 夫	永野		"
の一	豊昭	長内		"
○の一 " " 字下掛橋七	剛	秋 庭	事	監
七 北津軽郡鶴田町大字木筒字下藤代四	哲雄	川 村		"
五の二 " " 字福山	千志蔵	神		"

## 選挙管理委員

# 青森県選挙管理委員会告示第一号

項の規定により次のとおり告示する。総数の三分の一の数を、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二年成十四年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の

平成十五年一月八日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数五、三六〇東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

人

三、七四八 人

(毎週月・水	青	青森市長島一	発行所
・金曜日発行)	森県	丁目一番一号	発行人
定価小口一枚二付十五円一銭	東奥印刷株式会社	青森市古川二丁目一七番五号	印刷 所 ・ 販 売 人